

告 示

埼玉県告示第八十号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | |
|------------|----------|---------|---------------|
| 秩父市 | 平成二十九年度 | 地籍図二十五枚 | 神岡第二地区（令和二年一月 |
| | 平成三十年度 | 地籍簿一冊 | 大滝の一部） |
| | | | 三十日 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 地名 | 称地区 |
| | | | 年月日 |
| | | | 果の調査を行った認証 |